

公布された規則のあらまし

佐賀県知事の事務部局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則（規則第 33 号）

- 1 佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づき、知事の事務部局に勤務する地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる者（以下「第 1 号会計年度任用職員」という。）及び同項第 2 号に掲げる者（以下「第 2 号会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償及び給与（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 勤務 1 時間当たりの報酬額の算出に係る時間について定めることとした。（第 2 条関係）
- 3 第 1 号会計年度任用職員に対して支給する手当に相当する報酬及び期末手当の額並びにその支給対象について定めることとした。（第 3 条関係）
- 4 第 1 号会計年度任用職員に対して支給する通勤に係る費用弁償の額並びにその支給対象について定めることとした。（第 4 条関係）
- 5 第 2 号会計年度任用職員の号給について定めることとした。（第 5 条関係）
- 6 第 2 号会計年度任用職員に対して支給する手当の額及びその支給対象について定めることとした。（第 6 条関係）
- 7 月額で報酬額を定められた第 1 号会計年度任用職員であって、1 日当たりの勤務時間数が日によって異なるものに対する報酬等の支給方法等について定めることとした。（第 7 条関係）
- 8 休職者の報酬等について定めることとした。
- 9 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。（第 8 条関係）

職の設置に関する規則の一部を改正する規則（規則第 34 号）

- 1 新たに隊員、動物愛護管理員、主任言語聴覚士、言語聴覚士及び会計年度任用職員の職を設置することとした。（別表関係）
- 2 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第 35 号）

- 1 第 2 号会計年度任用職員に対する給料及び手当の特例について定めることとした。（第 11 条の 2 及び別表第 2 関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県立首都圏事務所管理規則等の一部を改正する規則（規則第 36 号）

- 1 佐賀県立首都圏事務所管理規則ほか 31 規則に規定する所長等の専決事項に、会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定することを加えることとした。
- 2 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。